

いうふうに考えています。

それから、自動車メーカーへの支援、自動車メーカーが行うべきだという御指摘、当然ございましたけれども、実は、この水素ステーションの今の整備の補助も、かなり自動車メーカー自身が負担をしてやつておりまして、そこに国が支援をする形で、ある種、公共的なインフラとして水素ステーションの整備をしているということ、この場でも御説明をさせていただいている次第です。

いずれにしましても、水素の需要に見合った供給能力を水素ステーションとして整備をしていくということで、官民一体で戦略的に整備をして進めています。山崎(誠)委員　ありがとうございます。基本的に私の御提案というか考え方には共有いただけています。是非ここは、今お話ししたようなビジョンを国がしっかりと持て対応いただきたいと思います。

是非ここは、やはり水素をうまく活用していくということ、極めて私は、次のカーボンニュートラルに向けては大事な課題でありますから、水素の使い方を間違ってしまうと、本当に今厳しいことのないように思いますので、是非ここは、今お話ししたようなビジョンを国がしっかりと持て対応いただきたいと思います。

○古屋委員長

次に、大島敦さん。

○大島委員

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案について、質疑をさせていただきます。

最初に、認定高度保安実施者等の制度の認定基準の考え方についてお伺いいたします。

本改正案では、電気、都市ガス、高圧ガスの各保安分野に、それぞれ、テクノロジーを活用しつ自立的に高度な保安を確保できる事業者として、認定高度保安実施者等の制度を創設しようとおり、その認定の要件の一つとして、保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みを有することが規定されています。その業務遂行能力については、コンプライアン

○太田政府参考人　お答え申し上げます。

今回導入する認定高度保安実施事業者制度では、認定要件として、テクノロジーの活用やサイバーセキュリティーの対策に加えまして、経営トップのコミュニケーションと高度なりスク管理体制を事業者に求めることがあります。この四つの要件を満たすことにより、御指摘のとおり、経営トップの認識だけではなく、職員一人一人にコンプライアンスの重要性が浸透し、組織全体に安全文化が醸成されることが重要だと考

えてございます。

四要件のうち、経営トップのコミュニケーションの要件の充足性を判断するために、まず、法人の代表者、トップが、保安の確保に関する理念、基本方針等が作成されることなどによって社内全

従業者がコンプライアンスの重要性を理解し、法令遵守を実践できる環境が整備されていること、さらには、コトボレートガバナンスの確保として、例えば法令等の遵守を実効的に行うための社内規程がきちんと定められていること、それによって従業者がコンプライアンスの重要性を理解し、法

令遵守を実践できる環境が整備されていること、と、また、コンプライアンス体制の整備として、例えば法令等の遵守を実効的に行うための社内規程がきちんと定められていること、それによって従業者がコンプライアンスの重要性を理解し、法

○大島委員

答弁ありがとうございました。

日本の労災の発生率が一番少ないかなと思つた

私、以前、労災について調べたことがあります。

○大島委員

認定高度保安実施者制度の創設に伴

い、現行の認定事業者制度を維持できる期間とし

て三年間の経過措置期間が設けられています。その内容は、施行日から三年間は現行の認定事業者制度が継続され、経過措置期限、施行後三年を経過してからは三・五年、三年半が有効期限となります。

その場合、現行認定の有効期間は五年ないし七年とされていても、経過措置期限の満了の直前に現行認定を受けた場合は、有効期限は最もでも三・五年となると考えてよいのです。また、コスト面を考えた場合、経過措置の期間内に現行認定を受けることのメリットはあると思われますが、現行の高圧ガス保安法のスルーヤード認定事業者制度の認定要件における先進的な技術を適切に活用していることなどどのように異なるのでしようか。また、変化の激しいテクノロジー分野において、時代状況に即して必要とされる技術標準を具体的にどのように定めていく予定なのか、お伺いします。

○苗村政府参考人　お答え申し上げます。

今回の改正により創設する認定高度保安実施者制度への移行期間として、同制度の施行後三年間

な技術の進展の度合いとかそういうことも踏まえながら、専門家の御意見も伺った上で検討することとしてございます。

その際、認定事業者が採用することが必要なテクノロジーの水準を一定の範囲で示しつつも、保

安に係るテクノロジーのノベーションを阻害せ

ず、むしろその事業者の創意工夫を促すという観

点から、活用するテクノロジーの種類、機器等に

ついては明示的に限定しない方がよいのではないかと考

えてございます。

その内容は、施行日から三年間は現行の認定事

業者制度が継続され、経過措置期限、施行後三年

を経過してからは三・五年、三年半が有効期限と

されています。

その場合、現行認定の有効期間は

五年ないし七年とされていても、経過措置期限の

満了の直前に現行認定を受けた場合は、有効期限

は最もでも三・五年となると考えてよいのです

か。また、コスト面を考えた場合、経過措置の

期間内に現行認定を受けることのメリットはある

のか、お伺いいたします。

○太田政府参考人　お答え申し上げます。

現行の高圧ガス保安法のスルーヤード認定事業者制度のテクノロジーの要件につきましては、IOT、ビッグデータ、AI、ドローン等のテクノロジーを導入し、導入後の効果検証、改善等を実施していることなどを求めています。

新たに導入する認定高度保安実施事業者制度のテクノロジーに関する要件につきましては、こうした現行のスルーヤード認定事業者制度における要件を基本としつつ、省令において具体的にどのように規定するか、今後、御指摘のとおり、いろいろ認定を受ける準備が整うまでの間、認定を継続するため、この期間内に現行制度の認定更新を取る

ことができるメリットがございます。
また、新制度は、コンプライアンス要件などの現行の認定要件から追加となる要件もございます。
けれども、現行制度と重なるものもございます。
このため、現在認定を受けていない事業者であつて、新制度で新たに求められる要件を直ちに満たせないものの、現行制度の要件を満たすことが出来る事業者にとりましては、今後新制度に移行することを念頭に、まずは現行制度の認定を取ることができるメリットがございます。

移行期間につきましては、事業者との丁寧な議論を踏まえて決定しておりますが、制度の施行に当たりましては、改めて事業者に周知し、円滑な制度利用を図つてまいりたいと考えております。

○大島委員 今回、成立後一年半で施行日になつていて、プラス三年間の経過措置期間なので、マックス四年半ぐらゐ。私としては、結構要件が厳しいと思うので、この経過措置期間の三年が本当に正しいかどうかなどについては感じました。ですから、三年を五年ぐらゐにすると各事業者の皆さんも余裕を持つて次の新制度に移行できるかなと思うのですから、そのところは丁寧に取り組んでください。

次に、産業保安分野における人材確保、育成の在り方についてお伺いいたします。
本改正案提出の背景には、産業保安分野におけるスマート保安の進展や保安人材の枯渇等があるものと思われますが、現状、保安人材が減少傾向にある原因をどのように把握しているのでしょうか。
また、これまでに職業訓練等においてどのような支援を行つてきているのでしょうか。
また、本法案によつて導入しようとする認定高度保安実施者等の制度の認定要件として、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであることが求められています。AI化、スマート化してもなお、AI等を活用する人材やマネジメント人材や修理工事等の保安人材は不可欠です。人材の育成は一朝一夕にはいきません。特に理数系の人材は事業者間で取り合いになることは明らかであり、四年半後、少なくとも三年後を見据

えた工業大学、高等専門学校、工業高校、そして公的職業訓練などにおける人材の育成は喫緊の課題と思います。

そこで、保安人材の動向の見通しや、その確保、育成についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○萩生田国務大臣 産業保安分野における人材不足は深刻な課題であると認識しております。その要因としては、保安人材の多くを占める熟練層が

今後大量に退職していく一方で、職場環境の厳しさや業界認知度の低さから、若年層の入職が進まないことなどが考えられます。

経産省としては、これまで保安人材の確保、育成に向けて、例えば、電力分野における若者向けのPR、プロモーションや、第一種電気工事士の資格取得などに必要な実務経験、五年だつたんでも、マックス三年に短縮するなど、また、高压ガス分野におけるAI、IOTなどの新技術の導入を見据えた実践的な人材育成支援などを実施してきたところでございます。

また、御指摘の理数系の人材育成については、文部科学省とともに連携して、デジタル分野に特化した専門人材の育成に向けて、高等専門学校や工業高校等と産業界が連携した人材育成の枠組みの構築に取り組んでいくとともに、大学や高等専門学校における数理、データサイエンス、AIを活用して課題を解決できる能力を有する人材の育成にも取り組んでまいります。

○大島委員 こうした取組に加えて、保安現場の働き方改革なども含め、官民を挙げて総合的な対策に取り組むことで、引き続き、保安人材の確保、育成に注力をしてまいりたいと思っております。

また、認定高度保安実施者になるための、なつて、認定高度保安実施者によるための、なつて、これらの取組を一體的に推進することで、スマート保安に係る設備投資に踏み切れない事業者を後押しし、スマート保安を促進してまいりたいと考えております。

○大島委員 点検によつては、点検実施時に仮設足場を造ると聞いています。その場合の仮設足場の費用は点検費用総額の六割から七割を占めることがあるそうです。その点からも、ドローンによる画像解析で正確な点検ができるのであれば、ドローンを用いた点検も積極的に行うべきと考えま

安導入のコストについてお伺いいたします。

最新技術を投入したスマート保安は導入及び維持管理のためのコストがかかりますが、スマート保安導入の効果は目に見えにくいことから、スマートマート保安分野に対する企業投資が抑制されるおそれがあることが課題とされています。

スマート保安の導入に際し、企業コスト増加の課題に国としてどのように対処していく予定なのか、お伺いします。

○苗村政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、スマート保安の導入に際しましては、一定の設備投資が必要であり、事業者の投資を促進するためには投資効果の見える化が有効であるというふうに考えております。

このため、経済産業省におきましては、スマート保安先行事例集やプラントにおける先進的AI事例集などを作成、公表いたしまして、AI等のテクノロジー導入の投資効果を明確にするとともに、導入メリットの周知を行つてきているところでございます。

また、令和三年補正予算におきまして、IOT、AI、ドローン等の新たなテクノロジーを導入してスマート保安に取り組む中小企業の技術実証に必要な費用を補助しております。

さらに、テクノロジー導入に向けました事業者の投資意欲を喚起するような制度的措置として、今回の法改正によりまして、テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者の手続、検査の在り方を見直す認定制度を創設することといったしております。

これらの取組を一體的に推進することでの手續、検査の在り方を見直す認定制度を創設することとしたとしております。

マート保安に係る設備投資に踏み切れない事業者を後押しし、スマート保安を促進してまいりたいと考えております。

御指摘の事業者の設備等の安全保安に資する責任につきましては、一義的には当該事業者が負うもの、国も負うものでございますけれども、国も

事業者の認定を行つ立場にござりますので、例えば、本来認定要件に適合しない不適切な内容の申請に対する認定を行つた場合、それが事故につながつた場合等には、責任を負う可能性があると考えますので、そうならないように、しっかりと認定をやつていきたいと考えてございます。

○大島委員 この分野は産業革新が起き得る分野ですが、これまで人間が目視し、かつ、たたいて音を確認してきたような検査までもが現在のドローンの技術でできるのかは疑問が残ります。
そこで、より精度の高い点検につなげるためにも、ドローンとIOT技術の活用によって従来と同程度以上の検査が可能なのか、また、作業者に一定の資格を条件とするのか、そして、検査後、事故が発生した際の責任の所在や考え方についてお伺いします。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

産業保安分野において、IOT、ドローン等のテクノロジーを活用する取組、スマート保安は、保安業務の効率化に加え、保安レベルの向上に資するものと考えてございます。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

産業保安分野において、IOT、ドローン等のテクノロジーを活用する取組、スマート保安は、保安業務の効率化に加え、保安レベルを上げていくところがポイントだと考えてございます。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

産業保安分野において、IOT、ドローン等のテクノロジーを活用する取組、スマート保安は、保安業務の効率化に加え、保安レベルを上げていくところがポイントだと考えてございます。

この点は踏まえつつ、経済産業省としましては、これまで、規制面でのスマート保安の阻害要素を取り除くために、例えば、高压ガス分野において、実証実験において力メラを搭載したドローン等による検査でも目視と同等以上の点検が可能になります。高圧ガス製造施設等の検査方法において、実証実験において力メラを搭載したドローン等による検査でも目視と同等以上の点検が可能になります。そこで、そういう実証検査を行つた上で、これを踏まえまして、令和二年に、これらによる検査を可能とする規制改正を実施いたしました。この成果は、現在、事業者における大型貯蔵タンクの外観点検等に用いられているところでございます。

御指摘の事業者の設備等の安全保安に資する責任につきましては、一義的には当該事業者が負うもの、国も負うものでございますけれども、国も事業者の認定を行つ立場にござりますので、例えば、本来認定要件に適合しない不適切な内容の申請に対する認定を行つた場合、それが事故につながつた場合等には、責任を負う可能性があると考えますので、そうならないように、しっかりと認定をやつていきたいと考えてございます。

<p>だと考えておりまして、ドローンを使って非破壊検査ができないとか、画像でも、紫外線から始まって赤外線まで各その電波帯があると思うので、そういうこと。ですから、研究開発費を結構投入することによって新しい保安の在り方をリードしてほしいんです。よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、準天頂衛星システム「みちびき」は、高精度な測位を行い、センチメートル単位での測位が適用されるとされておりますが、今回のスマート保安におけるドローンの活用を考えた場合、準天頂衛星システム「みちびき」の有用性は高まると考えます。</p> <p>現在、スマホやカーナビの位置測位は、米国GPS、歐州ガリレオ、ロシアGLONASS、中国北斗、ベイドウ、日本「みちびき」など、複数の電波を利用していますが、各国ごとに、安全保障分野では、他国の電波に依存することなく、自国の測位衛星の電波のみで自国の航空機や艦船の位置を測位していると推察します。</p> <p>したがって、今回検査に使用するドローンについては、我が国の測位衛星「みちびき」を利用することは、経済安全保障の観点からも推奨されるべきと考えます。また、そのことを、検査に使用するドローンの仕様、スペシフィケーションを入れることで、ドローンの内製化が進むと考えます。政府の考え方をお聞かせください。</p> <p>○太田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>本認定制度におきまして、テクノロジーの活用を認定要件といたしますけれども、保安に係るテクノロジーのイノベーションを阻害せずに事業者の創意工夫を促すという観点が重要だと考えてございます。この点、現状、産業保安分野のドローン活用につきましては、手動の操作による飛行で点検をしている事例も多く、必ずしも測位衛星を活用した高度な自律飛行でなくても、目的を達成するものもあると考えてございます。このような点を踏まえまして、テクノロジーの活用の要件につきましては、先ほども御説明しましたけれども、技術の進展の状況、それから現場の事情、そういうものをよく専門家にも意見を聞</p>
<p>きながら、一定の技術水準は確保しつつも、活用するテクノロジーの種類、機器等については余り明示的に限定しない方がいいんじゃないかと考えます。</p> <p>なお、政府におきましては、御指摘の準天頂衛星「みちびき」のドローンへの活用の促進に向けて、実証事業を通じ、「みちびき」による測位の精度や有効性の検証等を進めているところでございます。</p> <p>スマート保安においては、準天頂衛星システム「みちびき」の活用も一つの選択肢として考え、いずれにしましても、スマート保安の円滑な実施のため、情報セキュリティの重要性も踏まえつつ、適切に対応していくと考えてございます。</p> <p>○大島委員 御答弁ありがとうございます。</p> <p>センチメートル級からミリメータ級までにしてほしいという要望はさせていただいておりまして、ただ、今後のことを考えると、やはり、これまで、この場での議論の中で、EUにおいては、ISOを活用しながら、非関税障壁を活用しながら、自国の域内をしっかりと守らうとしていたりするので、やはり、今回いい機会ですから、ドローンの仕様の中に「みちびき」の電波を使えというところ、やはり国内でのドローンの内製化が進むと思う。</p> <p>やはりそういう時代だと思うので、今後、多分起業の方とか事業者の方は、なかなかそこまでできませんよと言うかもしれないけれども、政府としては高い目標を掲げてやってほしい、そのことによってイノベーションを起こしてほしいと思うので、是非お願いいたします。</p> <p>続きまして、一つ飛ばします。ガス事業法における災害時連携計画の作成義務化についてお伺いいたします。</p> <p>大規模地震の発生時ににおける現行の、一般社団法人日本ガス協会が、被災していないガス事業者からの応援隊を組織する等の活動は、一定の効果を上げているものと承知しています。</p> <p>これに加えて、本改正案で新たに追加されています。</p>
<p>必要性がどこにあるのか、また、手続が事業者にに対する過大な負担となることがないような計画作成手続への配慮の在り方について、政府の考え方をお伺いいたします。</p> <p>○苗村政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>ただいまお話をいただきましたように、ガス事業の分野におきましては、国のガイドラインや業界が定めた応援要綱等に基づき、被災地内外の連携が行われてきたところでございます。</p> <p>一方で、今後、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震といった更なる大規模災害の発生が懸念されれる中、電力分野の災害時連携計画の成果を踏まえ、事業者間の連携体制に万全を期すため、一般ガス導管事業者に対して災害時連携計画の策定届けを義務づけることとしております。</p> <p>具体的な計画には、事業者間の連携が更に円滑になるよう、現行の応援要綱の内容に加えまして、事業者間の共同訓練等の事項について記載を求めることがあります。</p> <p>また、都市ガス分野における災害時連携計画につきましては、大手企業十社のみで作成する電力分野の計画と異なり、中小企業も含めた約二三百社が共同して計画を作成することとなります。このため、計画策定期には、一般社団法人日本ガス協会が地方の幹事企業と連携し、意見集約を行なう所でござります。</p> <p>がら計画に反映をさせていく予定としております。</p> <p>経済産業省といたしましては、日本ガス協会と相談、連携をしつつ、災害時連携計画の必要性に関する事業者への説明等について積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>○大島委員 今回の改正においては、災害時のガス事業者間の連携強化という項目もあります。</p> <p>ガソリンや重油は長期保存すると劣化しますが、ガスは長期保存できます。今回の法案では都</p>
<p>ここで、大規模災害に備えるという意味でのコミュニケーションで、ガスヒートポンプエアコンや非常用発電機によるガスヒートポンプエアコンや非常用発電機等の導入状況とその検討状況をお伺いいたします。</p> <p>私は東日本大震災後に家庭用発電機を購入しました。二年前にガソリンを入れ替えたのですが、ガソリンは劣化しますので、先日起動してみると、動きません。</p> <p>ガスを燃料とする家庭用発電機は値段が高く、普及には時間がかかりそうです。LPGガスなどのガスの有用性をもつとPRすべきではないかとも考えます。答弁をお願いします。</p> <p>○定光政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>御指摘のとおり、LPGガスはボンベでの長期保存が可能であり、また、分散型エネルギーであることから、LPGガスを導管で供給するコモンユーティーガス事業者も含めて、災害時に使用するエネルギーに適していると考えてございます。</p> <p>このため、ライフラインの維持が求められる避難所や病院などにおけるLPGガスを備蓄する設備やLPGガスの非常用発電機、それから、御指摘のガスヒートポンプを含む空調設備などの導入を補助してきてございます。平成二十四年度から令和三年度まで計一千三百三十四件補助しております。今後、令和三年度補正予算及び四年度の補正でも、前年度から約七億円増の四十・四億の予算を確保して、更に導入を後押ししていく方針です。</p> <p>引き続き、関係業界とも、災害対策としてのLPGガスの利点を自治体などに周知することを含め、災害対策のためのLPGガスの普及に注力してまいりたいと考えてございます。</p> <p>○大島委員 よろしくお願ひします。</p> <p>家庭用の発電機、非常用に買ってみたんですけど、それでも、非常事態のために。やはり一年たつと、エンジンがかかるなくなるの。やはり価格が二倍ぐらいするのになかなか普及しづらいところがあつて、多くの方がそれを買っていただけだと値段が安くなつて、常に発電しないものですから、</p>

